

地域医療構想病床機能検討部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想について検討を行うため、山形県保健医療推進協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、山形県保健医療推進協議会に病床機能検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 病床機能別の必要量に関する事項
- (2) 病床の機能分化に係る施策に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

(委員)

第3条 部会の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 県医師会役員
- (2) 学識経験者
- (3) 病院関係者

(事務局)

第4条 部会の事務を処理するため、健康福祉部健康福祉企画課に事務局を置く。

(設置期間)

第5条 部会の設置期間は、平成28年9月30日までとする。

附 則

この要領は、平成27年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月29日から施行する。